

「公益法人制度改革説明会」の概要について

ニューガラスフォーラム事務局

New Glass Forum

公益法人制度改革は、1829年（明治29年）の民法制定以来112年ぶりの抜本的な改革です。

平成18年現在、全国の公益法人（社団法人、財団法人）は、国所管が6,776団体、都道府県所管が18,253で、合計24,893団体です。ちなみに、2つ以上の県にまたがっている団体が国所管です。職員数は56万人と言われていま

す。改革の要点は、従来は、設立時の公益性の判断が、所管省庁の胸先三寸であったものが、登記だけで「一般社団法人・一般財団法人」となることが可能となった点です。その先、つまり、「公益社団法人・公益財団法人」となるためには、内閣府に設けられた「公益認定等委員会」に申請して、その審査を経て「認定」を勝ち取ると、めでたく公益法人となる仕組みです。そうすると、税の優遇措置などの恩典が受けられるのです。

そもそも、公益法人制度改革は、小泉総理大

臣の掛け声でスタートしました。その狙いは、税収の確保と役所の権限の剥奪です。つまり、一般社団・財団への課税で国庫納入額を増やせます。また、登記手続きだけでほぼ自動的に一般社団・財団の設立が出来ること、役所に頭を下げる必要がなくなります。つまり、役所の権限低下です。

一般社団・財団への登記ないし、公益社団・財団への申請は、平成20年12月から開始されます。ただ、激減緩和措置として5年間の猶予期間があります。しかし、この間に、どちらかの手続きを行わないと、平成25年12月1日以降は、従来の社団法人・財団法人は全て解散扱いになります。

以上の内容の説明会が、去る3月にありましたので、その概要をまとめました。

なお、公益認定等委員会のホームページで、公益認定の運用に関するガイドラインが掲載されているので、最新情報はそちらも参照下さい。

「公益法人制度改革説明会」の概要

1. 日 時 平成 20 年 3 月(月) 10:00～12:00
2. 場 所 港区三田共用会議所
3. 説明者 経済産業省大臣官房政策評価広報課長 波多野 淳彦氏
4. 説明のポイント

制度改革の項目	従 来	新 制 度
(1) 設立	所管官庁による許可	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人…登録のみで設立 ・公益社団法人…内閣府「公益認定等委員会」による認定
(2) 公益性の判断	所管官庁の自由裁量	公益目的 23 事業で不特定多数の利益増進に寄与する事業
(3) 税制	法人税法収益 33 事業に適用する法人税率 22%or30% <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 物品販売、不動産販売、金銭貸付、物品貸付、不動産貸付、製造、通信、運送、倉庫、請負、印刷、出版、写真、席貸、旅館、料理・飲食、周旋、代理、仲立、間屋、鉱業、土石採取、浴場、理容、美容、興行、遊技所、遊覧所、医療保険、技芸教授、駐車場、信用保証、無体財産権提供 </div>	(公益社団法人の場合) 収益 33 事業に対する法人税率 30%、但し、公益目的 23 事業収入は収益事業から除外。 (一般社団の場合) 収益事業についてのみ課税(年間 800 万円以下所得 22%、以上 30%)
(4) スケジュール		<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年(2008)12 月 公益委員会による認定開始 ・平成 25 年(2013)11 月新制度への移行完了
(5) 法人の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・社団法人数 12,677 (内経産省所管 472) ・財団法人数 12,586 (内経産省所管 364) 公益法人合計 25,263 (内経産省所管 836) 	一般社団法人及び一般財団法人→行政庁による監督なし 公益社団法人及び公益財団法人→行政庁による監督あり。 税優遇あり。
(6) 機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ・総会、理事、理事会、監事 理事：任期 2 年(NGF 定款 14 条) 監事：任期 2 年(定款 14 条) ・理事、監事は総会で選任(定款 12 条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・代表例 総会、理事、理事会、監事+会計監査人の有無 理事：任期 2 年 監事：任期 4 年(定款で 2 年短縮可) ・理事、監事、会計監査人は総会で選出
(7) 運営	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会は会長が必要と認めた時に招集(定款 20 条、実施は 3 月、6 月) ・総会は 1 回(定款 20 条、実施は 6 月) ・欠席の場合は書面又は代理人で表決できる(25 条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会は年 2-4 回 ・理事は理事会に自己の職務の状況を報告 ・本人出席が不可。代理出席は不可。ただし、全員が同意の意思表示の場合は、持ち回りによる手続きで済ませ、理事会の開催を省略できる。
(8) 役員報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・役員は無報酬。ただし、常勤役員は理事会の同意を得て報酬の支給を受けることができる。(定款 16 条) ・NGF は常勤役員給与内規と年俸をホームページに公開済み 	<ul style="list-style-type: none"> ・定款にその額を定めていない時は、総会によって決める ・公益社団法人の場合は、報酬等の支給基準を公表しなければならない
(9) 公益認定基準		<ul style="list-style-type: none"> ・公益目的事業支出が 50%以上であること ・公益事業収支はトントンか赤字でなければならない(利益を生むことは不可) ・必要な経理基礎と技術能力があること ・当該法人の関係者に特別の利益を与えないこと(会員にだけ参加費などの割引で優遇することは不可) ・新公益法人会計基準により、正味財産増減書を中心とする。損益計算書の決めはない ・退職給与引き当て等は財産に入れない。解消する

<p>(10)公益目的事業</p>	<p>民法 34 条による規定 祭祀、宗教、慈善、学術、技芸、其の他公益に関する 営利を目的としない事業</p>	<p>公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律 (平成 18 年)の第 2 条の「公益目的事業」の定義 ……学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表に掲げる 23 事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与 する以下の事業 1. 学術、科学技術の振興事業 2. 文化、芸術振興事業 3. 障害者、生活困窮者、被害者救済事業 4. 高齢者福祉事業 5. 就労支援事業 6. 公衆衛生向上事業 7. 児童、青少年育成事業 8. 勤労者、福祉向上事業 9. 教育、スポーツ振興事業 10. 犯罪防止、治安維持事業 11. 事故、災害防止事業 12. 差別、偏見の防止事業 13. 思想、良心、信教、表現の自由擁護事業 14. 男女共同参画事業 15. 国際相互理解、開発途上地域支援事業 16. 地球、自然、環境保全事業 17. 国土の利用、整備、保全事業 18. 国政の健全な運営事業 19. 地域社会の発展事業 20. 公正、自由な経済活動及び国民生活の安定向上事業 21. 物資、エネルギーの安定供給事業 22. 消費者の利益擁護事業 23. 前号以外の公益事業</p>
-------------------	--	---